

*改修の具体例

内容	備考
壁	補修を伴わないクロスの張り替え、壁塗りを除く。
天井	補修を伴わないクロスの張り替えを除く。
床	補修を伴わないクロスの張り替えを除く。
屋根	補修を伴わない塗り替えを除く。 <u>ただし、防水塗装は対象とする。</u>
換気扇の改修又は設置	<u>天井又は壁工事と併せて行う場合のみ対象とする。</u>
照明器具（天井埋込み型）の改修又は設置	<u>天井工事と併せて行う場合のみ対象とする。</u>
空調設備の改修又は設置	
トイレ	安全性、バリアフリー、ユニバーサルデザインを考慮した便器の付け替え、床の張り替え等建物本体の改修を伴う場合のみ対象とする。
洋式便器への取替え	<p>※高齢者サロン等で利用している集会所の場合は、他の補助金（高齢福祉課所管「多治見市介護予防・生活支援活動拠点整備事業補助金」：補助率 10/10 限度額 50 万円）を活用できる場合がありますのでご相談ください。</p> <p>(注)引戸への取替えは、地域集会所施設整備等補助金では補助対象とならない場合があるため、事前にご相談ください。</p>
段差の解消	
手すりの取付け	
引戸への取替え(注)	
滑り防止のための床の張り替え	
上下水道配管工事	<u>建物内での工事のみ対象とする。</u>
電気工事	<u>建物内での工事のみ対象とする。</u>
テレビ配線工事 ケーブルテレビ工事	<u>建物内での工事のみ対象とする。</u>
土地造成	新築等の場合は対象とする。
設計委託	<u>補助対象事業に係るものは対象</u> 補助対象外事業に係る設計を除く。
耐震補強工事	建物が <u>昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの</u> であれば対象とする。

<参考> 質問の多い事例

内 容	補助対象	備 考
畳の表替え・交換	△（一部補助対象）	劣化によるものは対象
建具（襖・障子）の交換	△（一部補助対象）	劣化によるものは対象
白アリ駆除	×（補助対象外）	白アリ駆除のための工事は対象外 ※白アリ被害による床（基礎）の改修工事は対象
T V配線宅内工事・ ケーブルテレビ宅内工事	△（一部補助対象）	建物内での工事のみ対象 建物外配線工事は対象外
T Vの購入・アンテナ・受信機	×（補助対象外）	備品とみなす
じゅうたん・カーペット	×（補助対象外）	備品とみなす
システムキッチン	×（補助対象外）	備品とみなす
ガスレンジ・給湯器本体	×（補助対象外）	備品とみなす
消火器の設置	×（補助対象外）	備品とみなす
たんす・机・いす	×（補助対象外）	備品とみなす
カーテン・ブラインドの設置	×（補助対象外）	備品とみなす
換気扇の改修又は設置	△（一部補助対象）	天井・壁工事と同時に行う場合のみ対象 単なる換気扇の取替は対象外
外構工事（犬走り、フェンス等）	×（補助対象外）	
浄化槽の撤去	×（補助対象外）	
土地造成	○（補助対象）	新築等の場合は、造成しないと建物が建たないため
耐震診断・耐震補強工事	○（補助対象）	ただし、建物が昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの
上下水道配管工事	△（一部補助対象）	建物内での工事のみ対象 建物外配線工事は対象外
外壁	△（一部補助対象）	補修を伴わない塗り替えを除く。ただし、防水塗装は対象とする。

補助対象外：

事務手数料、備品購入費、物置、倉庫、駐車場、既存建築物の取壊し費用、移転費用などに要する経費

その他、本市の他部署、県、国等の補助金など、控除すべき特定財源がある場合